

事業系一般廃棄物 処理手数料改定案

平成 27 年 1 月

三島市

1 改定の目的

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理手数料については、平成7年9月の改定から据え置いているため、現在のごみ処理原価と乖離した受益者負担（料金設定）となっているとともに、一部周辺自治体の手数料との間に格差が生じ、市外の事業所から排出された一般廃棄物が流入している状況です。この状況を踏まえ、平成24年3月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）改訂版」において、ごみの減量・資源化の推進の一環としてごみ処理有料化の導入の検討を掲げていますが、一般家庭だけでなく事業者についても、事業系ごみ処理手数料の見直しによる経済的インセンティブ（動機付け）により、事業系ごみの減量をさらに進めるとともに、事業系ごみにおける排出事業者の処理責任（排出者責任）としての受益者負担の適正化、周辺自治体とのバランス等の観点から手数料を改定するものです。

2 一般廃棄物処理手数料改定の基本的考え方

(1) ごみ処理原価を反映した手数料の設定

事業系ごみの排出者責任の徹底から適正な費用負担を求めることが原則であり、「ごみ処理原価」を基本とした手数料設定を行い、ごみ処理原価と手数料との乖離の解消に取り組みます。

(2) 周辺自治体手数料とのバランス

表1のとおり県内10万人以上の自治体の手数料に比較して低額な状態になっています。また、周辺自治体からのごみ流入を防止するため、周辺自治体の手数料との均衡を考慮した料金水準とします。

表1 県内10万人以上の都市の事業系一般廃棄物処理単価（消費税別）

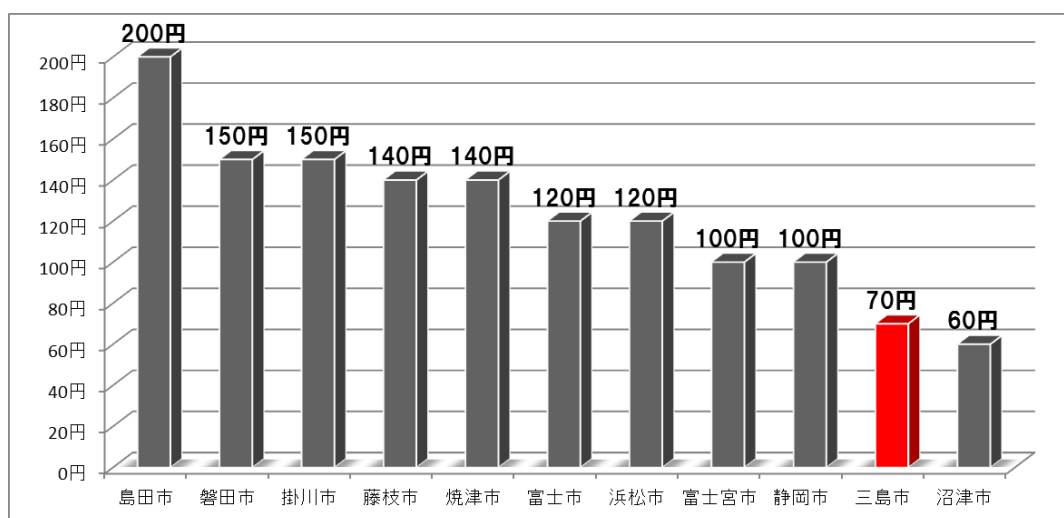
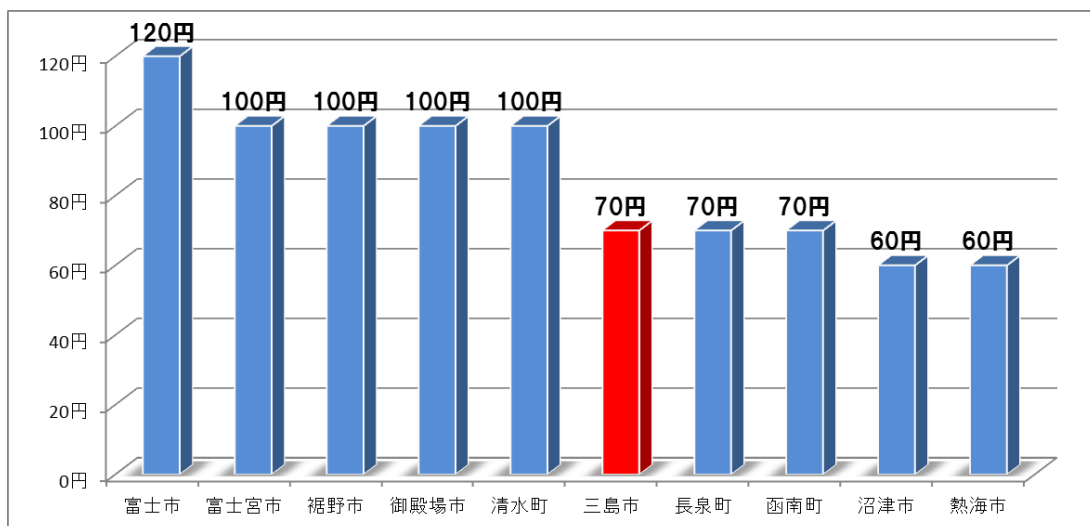


表2 周辺自治体の事業系一般廃棄物処理単価（消費税別）



(3) ごみ減量に向けた経済的インセンティブ

事業系ごみは、ごみ処理量全体の 23.7%（平成 24 年度）を占めています。ごみの減量対策は最終処分場の延命化やごみ処理費用の軽減という観点から非常に重要性が高く、ごみ減量に対するインセンティブが働くような仕組みを考えます。

3 ごみ処理原価

(1) ごみ処理費用の算出基礎

手数料算定の対象とするごみ処理費用は、平成 23 年度と平成 24 年度のごみ処理施設及び最終処分に係るランニングコスト等である清掃センター管理費を対象とします。理由は、最終処分場の延命措置として焼却固化灰の外部搬出を 22 年度末から開始しているためです。

(2) ごみ処理原価の算定

年度別のごみ処理費用を表 2 に示します。10kg 当たりの処理原価は、清掃センター管理費をごみ排出量で除して算出しますが、過去 2 年間の平均ごみ処理原価は 169 円/10kg となっています。

※ 清掃センター管理費には、人件費のほか、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の維持管理経費と最終処分場の維持管理費及び焼却固化灰の外部搬出費用などが含まれます。

表3 平成23年度、24年度の清掃センター管理費から算出したごみ処理原価

項目	単位	H23	H24	2年間の平均
清掃センター管理費	円/年	722,430,293	703,273,581	712,851,937
ごみ排出量(集団回収除く)	トン/年	42,697	41,803	42,250
ごみ処理原価	円/10kg	169.2	168.2	168.7

4 適正なごみ処理手数料

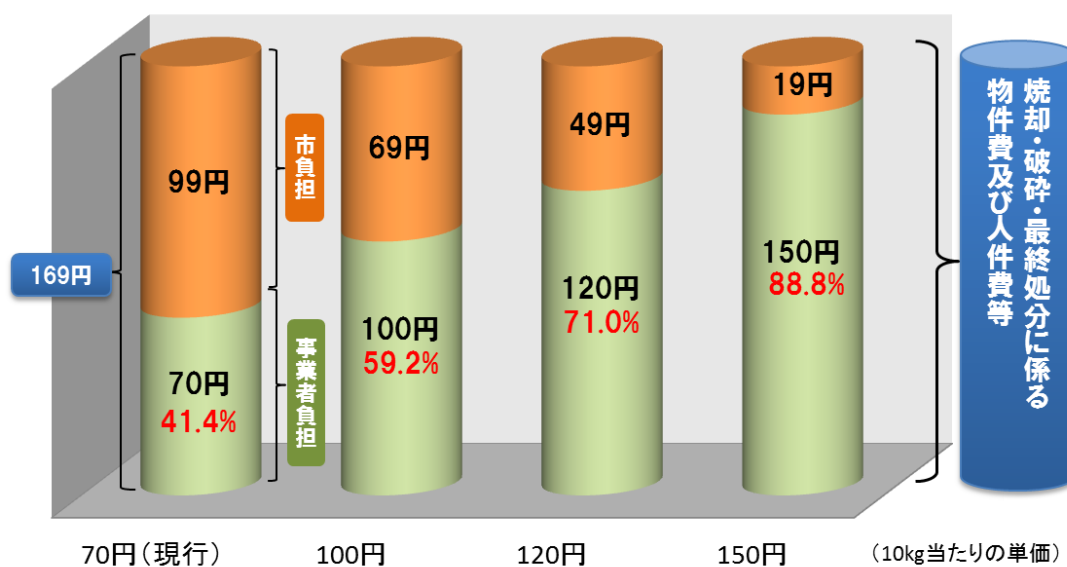
(1) 負担割合について

現行の一般廃棄物処理手数料の場合、ごみ処理原価の約40%の負担であり、排出事業者の受益者負担の原則からみると、市の負担割合が高い状況です。

環境省より平成25年4月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」が発刊されていますが、その中で、「廃棄物処理法上、市町村は当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有していますが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」と示しています。

しかしながら、近隣市町との均衡を考慮すること、及び中小企業対策や地域産業支援などの観点から、今回の改定では負担割合としては4分の3程度としたいと考えています。

表4 10kg当たりの単価における負担割合



(2) 処理手数料改定案

現行	改定案
(1) 100 キログラムまでのとき。750 円	(1) 100 キログラムまでのとき。 <u>1,200</u> 円
(2) 100 キログラムを超えるととき。700 円 に 50 キログラムまでを増すごとに 350 円を加算した額に、100 分の 108 を乗 じて得た額(その額に 10 円未満の端 数が生じたときは、これを切り捨てた 額)	(2) 100 キログラムを超えるととき。 <u>1,200</u> 円に <u>10</u> キログラムまでを増すごとに <u>120</u> 円を加算した額

(3) 料金水準の見直し

料金体系や料金水準等の見直しについては、一般廃棄物処理基本計画の見直し等と併せて、概ね 5 年に一度の頻度で行います。